

令和6年度 青森県・階上町 連携融資制度

階上町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、一定の要件を満たしている方に対して信用保証料の補助を行います。

1. 階上町内で創業する方

◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)創業

◎補助対象者 創業後1年未満で次のいずれにも該当する方

- ・ 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業を開始しようとするもの又は営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しようとするもの又は営業を開始しているもの。
- ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ・ 青森県「青森新時代」への架け橋資金「創業する事業」により、融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補給

◎実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方

◎対象資金 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)経営安定枠③及び④

◎補助対象者 「原油価格の上昇」に加え、「物価高騰の影響」により経営の安定に支障を生じている方で、次のいずれにも該当する方

- ・ 個人にあっては階上町内に住所を有し、かつ階上町内で営業しているもの、法人にあっては階上町内に本店登記を有し、かつ階上町内で営業を開始しているもの。
- ・ 町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ・ 青森県経営安定化サポート資金「経営安定枠」により、融資額1000万円以内で融資を受けた方
- ・ 最近3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの。又は、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれるもの。

◎補助内容 町による70%の信用保証料を補給

◎実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

- 信用保証料補助に関すること
階上町産業振興課 電話 0178-88-2875（直）
- 青森県特別保証融資制度に関すること
青森県経済産業政策課中小企業支援グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ&A>

「1. 階上町内で創業する方」について

Q1. 希望融資額が1000万円を超える場合または融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間7年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. 階上町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られません。本店の登記（個人の場合は住所）が階上町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

「2. 経営の安定に支障を生じている方」について

Q3. 希望融資額が1000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 上記Q1と同様の取扱いとなります。

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、
七十七銀行、東日本信用漁業協同組合連合会